

第1回 埼玉県社会的養育推進計画検討委員会 議事録

- 1 日時 平成31年2月7日(木) 9時00分～12時00分
- 2 場所 埼玉会館 6D会議室
- 3 次第 開会
1. 埼玉県社会的養育推進計画について
2. 今後の日程について
閉会
- 4 出席委員 栗原委員長、宮島委員、小寺委員、早川委員、丑久保委員、柴崎委員、石井委員、
広瀬委員
- 5 出席職員 小池少子化対策局長
(説明者等) こども安全課 西村課長、服部副課長、浅見主幹、細野主幹
- 6 配布資料 1. 出席者名簿
2. 配席図
3. 埼玉県社会的養育推進計画 設置要領
4. 埼玉県社会的養育推進計画の策定スケジュール(案)
5. 埼玉県社会的養育推進計画 第1回検討委員会 資料
6. 「都道府県社会的養育計画」の策定について(平成30年7月6日、厚生労働省子ども家庭局長通知)
7. 「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月)

<開会>

- 西村課長 本日は大変、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。ただ今から、第1回 埼玉県社会的養育推進計画検討委員会を開催いたします。
本日、司会進行を務めます、埼玉県福祉部こども安全課長の西村と申します。よろしくお願いいたします。
まず、議事に先立ちまして、埼玉県福祉部少子化対策局長の小池から御挨拶を申し上げます。
- 小池局長 皆さん、お早うございます。本日は埼玉県社会的養育推進計画検討委員会の第1回の委員会ということで、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、朝早くからお集まりいただき、誠にありがとうございます。
併せまして、日ごろ本県の児童の社会的養育の推進に格別の御協力をいただいておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。
平成28年の児童福祉法の改正、平成29年8月の新しい社会的養育ビジョンにおいて、子どもが権利の主体であること、家庭養育の優先の原則が定められました。これを受けて本県の新しい計画を作成するための検討委員会を立ち上げ、本日このようにして皆様にお集まりいただいた次第でございます。
私から委員の皆様へ申し上げたいのは、委員の皆様、一致団結して埼玉県の子供達のための新しい計画を作成するために御議論いただきたいということでございます。
子供が権利の主体であること、また家庭養育優先の原則、ここについてはしっかり踏まえて、なおかつ本県の実情に合った、子供達のための計画を作っていきたいと思っております。
今回、今まで子供達を守り、育てていただいた専門家の方たちにお集まりいただけて、埼玉県の

計画について考えていただけるというのは大変ありがたいことと思っております。

皆さんが培ってこられた思いを一つに結集するのが、こうした計画なのではないかと考えておりますので、ぜひ皆さんの今までの経験、英知を結集していただきまして、子供達にとって良い計画ができたと言われるようなものになっていければよいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

- 西村課長 それでは、続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思えます。1点目、出席者名簿、それから配席図、埼玉県社会的養育推進計画設置要領、そして埼玉県社会的養育推進計画の策定スケジュール、それから埼玉県社会的養育推進計画第1回検討委員会資料、A4横長の資料ですね、そちら、都道府県社会的養育計画の策定について、それから新しい社会的養育ビジョン、以上の7点でございます。

不足はございませんでしょうか。もし不足がございましたら、事務局の方にお申しつけいただければ。

それでは、ここで検討委員会の委員の皆様方をご紹介したいと思います。お手元の出席者名簿をごらんください。名簿の順にご紹介させていただきます。

公益社団法人日本社会福祉士会、栗原直樹委員でございます。

日本社会事業大学専門職大学院教授、宮島清委員でございます。

弁護士の小寺智子委員でございます。

児童心理治療施設こどもの心のケアハウス嵐山学園施設長、医師の早川洋委員でございます。

埼玉県児童福祉施設協議会会長、丑久保恒行委員でございます。

埼玉県乳児施設協議会会長、柴崎順三委員でございます。

一般社団法人埼玉県里親会理事長、石井敦委員でございます。

埼玉県中央児童相談所所長、広瀬正幸委員でございます。

以上8名の委員の皆様に行っていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、事務局職員、副課長以下事務局職員の紹介をここでさせていただきます。

こども安全課副課長の服部でございます。

こども安全課主幹の細野でございます。

同じく主幹の浅見でございます。

同じく主査の内田でございます。

同じく主査の小宮でございます。

同じく主査の楠でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

<委員長の互選>

- 西村課長 それでは、ここで委員長の互選をお願いしたいと思います。この委員会につきましては、委員長を委員の互選で選出することとしております。どなたかご発言がございましょうか。

- 丑久保委員 名簿の一番上に記載されております栗原委員を委員長としてお願いできればと思えます。適任と私は考えます。

- 西村課長 ありがとうございます。ただいま丑久保委員より栗原委員を委員長にという声がございました。皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それでは、栗原委員に委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ここからは栗原委員長に議事進行をよろしく願いしたいと思います。

- 栗原委員長 よろしく願いいたします。かなりボリュームのある資料で、一応3時間、時間が想定され

ていますけれども、効率よく進めていきたいと思えます。

国が示している新しいビジョン、あとここにあります都道府県社会的養育推進計画策定についてという局長通知をもとに、この検討委員会は埼玉県の計画を策定するということになろうかと思えますけれども、まず県の方からスケジュール案、資料について説明をお願いしたいと思えます。

<策定スケジュールについて>

- 事務局（細野主幹） それでは説明させていただきます。

まず、策定スケジュールですが、本日2月7日が第1回の検討会でございます。国の方針、それから県の現状、取り組みの方向性について、こちらの資料をもとに本日は検討を行ってまいります。

また、平成31年5月の中旬ごろに第2回の検討委員会を開催したいと考えております。計画の骨子案等について、本日の議論を踏まえ骨子案の方をお示しできるよう考えています。

7月ごろ、第3回検討委員会、計画の素案、それから最後、10月に計画案の提示、承認という形で考えております。

<本体資料・項目1>

- 事務局（細野主幹） それでは、第1回検討委員会の資料について、1ページを御覧ください。

28年の児童福祉法の改正において、子どもの権利が主体であること、家庭養育優先の理念が規定されました。

この改正理念を具体化するために国の方で検討会が催され、その中で新しい社会的養育ビジョンが取りまとめられました。

主なポイントにつきましては、趣旨で①から⑤に記載しております。

こうした国の動きを受けまして、既存の都道府県計画、埼玉県でも平成27年3月に策定しておりますが、大幅に見直しをした形で都道府県推進計画を策定することになりました。

①から⑩について計画に記載していくということが示されております。

本日は、この①から⑩について、1つずつレジュメを作成しております。

2番の当事者である子どもの権利擁護の取り組み以降、国の方針、本県の現状、それから取り組みの方向について記載しております。

<本体資料・項目2>

- 事務局（細野主幹） 2番、当事者である子どもの権利擁護の取り組みを御覧ください。

国の方針では措置された子どもの権利擁護の観点から、当事者の子どもの意見聴取ですとか意見を酌み取る方策、それから子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取り組みを進めるようにと記載しております。

本県では、児童相談所に措置の児童の面談、それから子どもの権利擁護、施設等での第三者評価の受審などについて現状として取り組んでおります。

取り組みの方向としては、第三者性のある人から意見を聞くことがポイントになることから、本県の取り組みの記載として、例えば埼玉県児童福祉施設協議会で実施している子ども施設サポート委員会の活動などについても、書いております。

<本体資料・項目3>

- 事務局（浅見主幹） 3番、市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取り組みについて説明させていただきます。国の方針といたしまして大きく分けて2点ほどございます。

市町村の相談体制等の整備に向けた県の支援、取り組み、それから児童家庭支援センターの機能強化、整備促進がございました。

県の取り組みでございますが、市町村の相談体制につきましては、子育て総括支援センター、県内の市町村、今53市町村に設置してございまして、今まさに全市町村設置に向けて設置を促進しております。こちらは県庁では福祉部ではなくて保健医療部が主に担当しております。

それから、次に行きまして市町村の子ども家庭総合支援拠点ということで、現在国が設置の要綱、補助の基準を示しておりますが、その基準を満たす形ではないのですが3市が同様な取り組みを行っているという聞いております。

課題といたしましては、市町村の財政的な負担ですとか人材の確保が課題となっております。

そのほか市町村の、下から5行目ですが、児童虐待の中核となる職員の研修ですとか児童福祉司任用資格の研修、児童相談所のOBを1名、14の市町村に派遣しておりますが、県としましては市町村の相談体制の支援を行っております。

それから、児童家庭支援センターにつきましては、県内3カ所ございます。

設置母体となる施設が比較的県北に多いということがございまして、南部には少ないような状況でございます。

今申し上げたとおり、子育て世代包括支援センターにつきましては、全市町村設置に向け、引き続き支援、それから市町村の子ども家庭総合支援拠点につきましては、設置拡大に向けて人材確保など手間取っているということも聞いておりますので、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

そのほか児童家庭支援センターにつきましても、広域的な対応ですとか設置機関の養成について支援を進めてまいりたいと考えております。

<本体資料・項目4—①>

- 事務局（細野主幹）4—①に移らせていただきます。国の方針では、①として児童人口の推計、それを掛けて、また代替養育が必要となる割合、これには潜在的需要を含めて、そうした形で代替養育を必要とする子どもの見込み、需要数として各年度における本県の代替養育を必要とする子どもの見込みを算定するように国の方針では求められております。

本県の現状としては、平成29年度までの児童人口の実績値、①と、措置児童等の児童数から代替養育が必要な児童の割合②を求めております。

平成30年度以降につきましては、②の割合の推移、伸び率から代替養育が必要な児童の割合②を推計して、平成30年度以降の措置児童数が、児童の人口推計①に、その推計した割合②を掛けて、平成41年度において1,913人と推計いたしました。

この数字1,913人に対して、資料の下段にございます潜在的需要の算出に関するデータ、例えば一時保護児童数の推計値の伸び率を加味して代替養育の必要とする子どもの見込み、需要数を算定する必要があると考えております。

<本体資料・項目4—②>

- 事務局（浅見主幹）4番の②、里親等委託が必要な子どもの数について、説明させていただきます。国の指針で示された方針でございますが、まず里親等委託が必要な子どもの数の見込みとして、代替養育を必要とする子どもの数に、掛ける里親等委託が必要な子どもの割合ということで、必要な子どもの数を見込むという原則が示されております。

その実際の必要な子どもの割合ということで、下にa、b、c、dと書かせていただいておりますが、代替養育が必要な子どもの数のうち、現に里親委託されている子どもの割合。

現に一時保護中の子どものうち里親委託というのが必要な子どもの割合。

それから、cといたしまして、現に施設入所中の子どものうち、乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上などを機械的に算出した子どもの合計の割合。

それから、在宅の子どもで代替養育を必要とする可能性が高くなっている子どものうち、里親委託が必要な子どもの割合ということになっております。

このうちcにつきましては、家庭等における養育が適当でない子どもを考慮した上でということでございまして、下の取り組みの方向で、家庭等における養育が適当でない判断する理由の例を例として書かせていただいております。

1番目が、情緒行動の課題等が大きくて施設でのケアが望ましいですとか、3番目で、里親への不当要求など保護者の対応が非常に困難な場合、それから5番目ですが、里親委託が不調になり、施設ケアが望ましいとか、理由の例をここに書かせていただいております。

こういった例で算出の子どもの割合を考慮する際には判断をしたいと考えております。

<本体資料・項目5>

- 事務局（浅見主幹）続いて5番目に、里親等への委託の推進に向けた取り組みについてでございます。

ここは国の指針で御案内かと思うのですが、3歳未満でおおむね5年以内に75%、就学前もおおむね7年以内に75%、学童期以降はおおむね10年以内に50%という、大変高い国の目標が示されております。

県の現状としまして横に、里親委託の委託率の割合を、推移を書いております。

県の5カ年計画において平成33年度末に23%という目標で取り組んでおります。

それから、フォスタリング事業ということで、本年度1カ所の児童相談所管内で、これ越谷児童相談所ですが、外部のNPO法人に委託をして民間の方と協働しながら里親の拡大に努めているところでございます。

取り組みの方向といたしましては、フォスタリング業務の民間委託の拡大、それからフォスタリング業務を担っていただく民間の機関の育成をいたします。

そのほか普及啓発、それからファミリーホームの周知も図って、開設、拡充を図ってまいります。

<本体資料・項目6>

- 事務局（浅見主幹）続いて、6番目のパーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取り組みでございます。

特別養子縁組について、国の指針ではおおむね5年以内に1,000人以上ということで、都道府県ごとの目標値というのはございませんけれども、国全体の目標が示されております。

本県の現状でございますが、さいたま家裁の管内の状況を確認いたしました。括弧内が児童相談所が関与した特別養子縁組の成立件数でございます。児童相談所の方で把握していないものも当然ございますので、こういった形で書かせていただいております。

それから、養子縁組里親の登録の推移ですが、県では今年度から産科の医療機関と連携して、支援が必要な妊産婦の相談窓口を開設いたしまして、児童相談所を初めとする行政機関、その他関係機関と連携しながら、特別養子縁組の調整、拡大を図っているところでございます。

児童相談所による積極的な推進、民間あっせん事業者でございますので、そういったところの支援、連携、普及啓発といった3点を書かせていただいております。

<本体資料・項目7>

- 事務局（細野主幹）7番、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換に向けた取り組みでございます。こちらも国の方針では、代替養育を必要とする子どもの見込み、需要数から里親等委託が必要な子どもの数を減じて、それで施設で養育が必要な子どもの数の見込みを推計すると示されております。

また、代替養育全体のあり方に関する計画を立てて、乳児院ですとか児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換の計画の作成が求められております。

策定に当たっての留意事項については、黒点の記載のとおりでございます。

本県の現状については、施設の実績、それから計画、現行計画において示しております。

取り組みの方向ですが、要保護児童の受け皿の確保に留意して、施設養育の必要量を算定するということが必要と考えております。

また、これまでの小規模ユニット化の取り組みを踏まえて、さらなる小規模化かつ分散化に向けての支援、推進を支援していきたいと考えております。

また、ケアニーズが高い児童の割合の増加を踏まえて、児童養護施設の専門的ケアによる対応など高機能化を進めていく必要があると思っております。

また、多機能化、機能転換についてですが、一時保護専用棟の整備ですとかショートステイ、それから里親、家庭支援の機能を整備して進めていく考えです。

また、児童心理治療施設について機能強化を進め、今後の将来の新規の整備ということを検討、また各施設の全体の整備の状況ですとか本県の実情を踏まえて、実現可能性にも留意して計画を推進したいと考えております。

<本体資料・項目8>

- 事務局（浅見主幹）8番目、一時保護改革に向けた取り組みについて説明させていただきます。国の指針、方針でいきますと、まず原則といたしまして、一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護改革に向けた計画を策定するとございます。

大きく留意点として4つほど、ここに書かせていただきました。

一つ目に既存の一時保護所の見直しとして、必要な定員数、それから一時保護専用施設、一時保護委託が可能な里親施設の確保などがございます。

二つ目に一時保護の環境、体制の整備ということで、環境ですとか職員の専門性ということがございます。

三つ目に代替養育としての性格ということで、できる限り良好な家庭的環境で個別性を尊重というのがございます。

また四つ目に子どもの最善の利益の保護ということで、一人一人の条件に応じた適切な一時保護ということが方針として示されてございます。

本県の現状ですが、現在児童相談所併設で4カ所、30人定員で120名の定員で、現在一時保護所の方を運営してございます。

入所率、下に表をつけてございますが、29年度が28と比べて若干下がっておりますが、傾向としては上昇傾向にございます。

それから、一時保護の人数でございますが、保護所の方では、平成29年度、延べ937人。施設ですとか里親さんにお問い合わせした一時保護委託が延べ710人となっております。

1人当たりの平均保護日数は41.9日というのが、29年度の実績でございます。

職員につきましては77人おりまして、1.6対1ぐらいの割合のような状況でございます。

現状では保護所の施設が古くなっておりまして、ユニットの居室ではなくて、個室も少ないような状況でございます。

県では30年度から第三者評価を始めておりまして、環境改善に取り組んでおります。

方向としましては、保護所の必要な人数の推計を行い、受け皿の確保に努めてまいります。

引き続き第三者評価を実施して環境の改善に努めることと、新設に当たっては個室化、ユニット化を検討すること、既存の保護所も環境整備に努めていくこととしております。

<本体資料・項目9>

- 事務局（細野主幹）続いて、11ページの9番、社会的養護自立支援の推進の取り組みに向けた取組であります。

国の方針には措置委託改正後20歳まで、施設等で支援する社会的養護自立支援事業というものがございます。さらに22歳まで支援する就学者自立生活援助事業というものを実施していない都道府県については事業を実施するよう、計画を策定するように求めています。

また、自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取り組みについても計画に策定するように求めています。

本県では、これら社会的養護自立支援事業については、国が開始した平成29年度から実施しているところでございます。

自立援助ホームにつきましても、現在8カ所で実施しておりまして、20歳までの若者を支援しているという状況でございます。

取り組みの方向としては、国が示した社会的養護の自立支援事業等は継続して実施し、自立援助ホームの機能強化をして新規開設に向けた支援促進をしていきたいと思っております。

また、本県では希望の家事業など、本県の独自の自立支援事業についても全国に先駆けて取り組んでおりまして、引き続き実施していきたいと考えております。

<本体資料・項目10>

- 事務局（浅見主幹）次の10番目、児童相談所の強化等に向けた取り組みについて説明いたします。

大きく2つございまして、中核市の設置、それから児童相談所の人材確保、育成がでございます。

中核市につきましては、平成28年度の児童福祉法の改正によりまして、特別区、それから中核市に設置するとされております。

埼玉県内の中核市の状況、意向を県でも毎年聞いておりまして、財政面ですとか人材確保の面から設置が大分難しいということはお話を聞いてございます。

それから、児童相談所の人材確保でございますが、職員の配置状況、5年間の推移を表につけて表で載せてございます。平成29年度150人でしたが、平成30年度は162人で10人以上増やしたような形をとっております。同じく心理司の方につきましても、29年度から30年度は7人ほど増やしてございます。

人材確保といたしまして、新卒を対象とした福祉職、心理職の採用試験を実施しております。そのほかに平成29年度から児童福祉司の選考採用を開始して、人材確保に努めております。

そのほか法改正で職員の研修が幾つか義務づけられておりまして、法定研修の児童福祉司任用研修ですとか、スーパーバイザーの研修に取り組んでおります。

そのほか県独自に新規採用職員の研修を1年目から3年目で行うなど取り組んでおります。

それから、医師、弁護士の配置でございますが、平成29年度から非常勤弁護士ということで、各児童相談所に1名配置という形で体制をとっております。非常勤医師につきましても、嘱託医ということで合計38人の方に非常勤として来ていただいております。

取り組みの方向といたしましては、中核市の意向や課題を踏まえながら設置に向けた支援を行っていくということ。それから、児童福祉司、心理司につきましては、国が12月に新しく体制を総合強化プランということで、新たに職員の大幅増のプランを作っておりますので、それを踏まえて児童相談所の児童福祉司、児童心理司の人材確保に努めていくということでございます。

<本体資料・項目11>

- 事務局（浅見主幹）13ページ以降につきましては、国の方で留意事項として示されておまして、こういったものに沿って本県の推進計画についても留意しながら策定するとなっております。それから、14ページ以降につきましては、1番から10番までの内容を全体のまとめとして参考としてつけさせていただいております。

事務局からの説明は以上になります。

<委員の質疑、意見交換等>

- 栗原委員長 ありがとうございます。国が示している10の項目について、項目ごとに国の方針、あと本県の状況と取り組み、今後の取り組みの方向性についてご説明いただきました。

全体の計画ですけれども、まず順を追って1番から順番に確認したいこと等の質疑及び意見等を伺いたいと思います。どうぞ。

- 宮島委員 養育ビジョンは非常に高い目標です。私としては理念や方向性は良い、方向性は非常に良いと思いますけれども、現実的では無い側面がある。いろいろ課題や問題があると考えています。

まず、里親委託された子どもたちが不幸に遭ってはけません。里親も養育の不調、そのことで委託解除になれば、里親もまた傷つきます。ですから、まずは、しっかりとしたサポート体制こそが重要だと思います。

とにかく、責任ある計画をつくるべきだということをずっと言ってきました。

家庭養護の原則が言われているわけですがけれども、28年の児童福祉法の改正において一番重要なのは、在宅支援と代替養護を連続したものとしてつなぐということだと認識しています。28年改正の条文を見ればそれがわかると思いますので、ぜひともそこを踏まえて、これを実現できるようにする計画をぜひとも策定してほしいと願います。

そうでなければ、里親か施設かという対立構造だけが深まってしまう。この計画づくりが、対立で終わらないためにも、まずは在宅支援の充実ということに、重点を置いた計画、責任ある体制、計画にするべきではないかなと思います。

- 小寺委員 そうすると、この国のビジョンというのは、基本的にはなしとして進めていいということでしょうか。要するにこれはもう、それでいいと。

それとも埼玉県として独自にここはこういうふうにしていくとか、地域に応じてと書いてあるので、何か付加していかなければいけないのかなと。ちょっとそこは一致しておかないと今後の議論がかみ合わない。

- 宮島委員 養育ビジョンは有識者会議の報告書です。そのことが曖昧のままに取り上げられることが多い。

その後に出された30年7月通知は、局長名で出されたもので、法的な拘束力はありませんが、有識者会議による新しい社会的養育ビジョンの報告書とは全く違うもので、厚労省が社会的養育ビジョンを踏襲して厚労省としての見解を示したものです。

この通知は、拘束力なくても厚労省による意志を示したものですから踏まえる必要がある。

そこではほとんど養育ビジョンを踏襲してということが述べられて、その面で養育ビジョンは報告書だが、通知が出て以降は、それを踏まえて進めるということになったと理解すべきではないかと思います。

計画の策定を求める通知では、特に2点、しっかりと注目すべきところがあると思います。

一つ目としては、この通知では10の項目が出されたというところに注目すべきです。

10個の項目について、これらは相互に関連付けられていますよ、ここが重要ですよ。そのように、通知の前半のあたりに書かれています。

そこをどう読むかですけれども、私は在宅支援に関わる項目が幾つもあることがポイントだと思っています。

在宅支援の充実を、予算の裏付けをもって計画に位置付けられることになっている点です。

また、大事なところとして、養育ビジョンの記述で、大変に問題のあった点ですが、児童の施設措置の原則停止ということが書かれていた。個々の子どもの措置は、都道府県知事が決定することです。これは知事の権限なので、まるで中央集権国家のようなことを言っていることになる。これはちょっと書き過ぎだと感じました。地方分権の仕組みが全然前提とされていない。

この計画策定のための通知においては、里親委託とか特別養子縁組とかも重要で国としては養育ビジョンを踏まえて取り組むけれども、個々の子どもの措置等については、個々の様々な状況やニーズを踏まえて決定することであり、くれぐれも画一的な目標の達成のために、個々の子どもの福祉が損なわれることがないように注意してくださいということが述べられています。法律上おかしなことはちゃんと直してきています。

もう一つだけ言わせていただくと、策定のための通知も同時に発出された、児童福祉施設の小規模化や地域分散化に関する通知においても、是非、自治体においても高い目標を立てたので頑張っ
て欲しいので、国は最大限の努力をします、予算確保等の努力をしますということが書かれており
ます。

これを踏まえれば、国の予算確保ができなければ、都道府県でのこの計画の推進はできないぞと
いうことになり、これをはっきり言うことが可能であり、国に努力を求めますよということは当然
出てくるものだと考えます。

事務局に対しては、恐縮ですけれども、養育ビジョンは報告書であること、一方の計画策定を求
める局長通知は厚労省が自らの意思を示したものであること、このことを明確にして頂いた上で、
ここでの議論がすすむように、対応して頂きたいと思います。

- 小池局長 あいさつの中で少し触れさせていただきましたが、新しい児童福祉法ですとか、それから
このビジョンの中で示されている子どもが権利の主体であること、また子どもが家庭養育優先の原
則、ここについてはしっかり踏まえていかななくてはいけないと思っております。

こういったビジョンの目標等も念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて今回の計画をつくるとい
うことを、冒頭そういった意味も込めてお願いさせていただいております。

ビジョンのまま埼玉県版をつくるということではなく、ちゃんと実現可能性、絵に描いた餅
にならないような実現可能性も含めた現状認識を持って、埼玉県の実情に合った計画の策定につ
いてご検討いただけたらと、改めてお願いいたします。

- 西村課長 宮島先生からも非常に地方分権とか中央集権国家ではないからというわかりやすい解説
もありましたけれども、我々確かにビジョンが一つの方向性、それを受けた国の通知が出てきて、
これは法律を具現化するための一つの国の考え方だということなのですが、あくまでも今地方分権
の時代でございますので、この通知が本当に埼玉県に合っているのかどうなのか、ビジョンの中
でもやっぱり実情に合うところ、合わないところというのは多分あると思うのですね。

ただ、あくまでも我々一つの国の通知も、分権の中の形で言えば技術的助言指導だと、国から地
方に対する技術的助言指導である。

100%全てこの国の通知イコールでなくても、やっぱり埼玉県の地域の実情を踏まえて、そし
て宮島先生からも実現可能性という話がありましたが、埼玉県の実情に合ったものを検討してい
きたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 宮島委員 石井委員が里親さんであることも踏まえて、先ほど申し上げたことが、埼玉県がそんな後
ろ向きことで良いのかという受止め方をされては困るのもう一言申し上げたいと思います。

まずこの策定の通知は地方の実情を踏まえてという表現が、最初に示された原案にはあつたよう
ですが、それが実際には、「実情を踏まえて」という表現で発出されています。これは、子どもた
ちに保障すべき人権の最低基準なのだという考え方によるものだと聞いています。

ここには、現実的では無いところがあるにしても、やっぱり目指していること、方向性までを無
視してしまうということは絶対してはいけません。

非現実的なものではなくて、埼玉県の計画は、データを調べ、これに基づいて最大限の努力とい
うものをしなければならないと考えます。

- 小寺委員 2回目はもう計画案の骨子なわけですね。要するに大前提のところは計画案に入ってくる
と思うのですね。総論の部分に関わってくると思います。

ですので、ここを踏まえなければ、ほかの各論には行かれないのではないかと私は思います。

- 西村課長 基本的には宮島委員のお話と同じことを言わせていただいたつもりです。

方向性として、この報告書は有識者の報告書ですが、これが国の通知として出ている以上、これ
を一つの法律の解釈のメルクマーク、指針だということで、それは方向性として踏まえると。

ただ、例えば細かい算出の仕方だとか、細かいことをいろいろ例示なんかも踏まえて膨大な量が、この局長通知という形で要領の中には示されていて、その中にはこのとおりやるのが非常に埼玉県にとっても合理的だと、有効性もちゃんと担保されるというような部分については当然それを取り入れてやると。

どうもこのやり方とちょっとそぐわないというようなところがあれば、そこはやっぱり軌道修正しながら埼玉県の実情に合った形でつくっていかうということなので、そこは基本的に一致をしていて、技術的助言指導、それはまさに国が言っていることが100%地方で隅から隅までやらなくてはいけないという機関委任事務の時代ではなくて、今分権の時代ですから、今まさに私が言ったように国の技術的助言指導、助言指導ですから、それ踏まえつつ地域の実情に合ったものをつくっていく。そういう性格なものだと解釈をしていると。これは基本的に同じことを申し上げたつもりですが。

- 小池局長 やっぱり子どもの最善の利益の実現ということで、数字ありきではないと思うのですね。そういうことでつくっていただければなと思っております。

- 柴崎委員 昨日も全国乳児院協議会の会議があったのですが、全国の状況は策定の検討会を始めているところもあるし、全然スタートしていないところもあるのですよ。こういった検討会を持つのではなくて、ただ県が施設にヒアリングで聞き取って計画を立ててしまうところも聞いています。

かなり早いところは、関西ではもう早目にスタートしているのですけれども、東日本は少し遅れているような感じです。

一番怖いなと思っているのですけれども、施設側の声が全然聞こえてこないものですから、これはどんどん声出していってくださいと会議でも言っていました。私はその審議会とか傍聴に行きましたけれども、トンネルを抜けて真っ暗闇で抜け道が見えてやっと計画の策定というのが出たのですけれども、かなり現場の感覚と違うというような感じがあります。

私もしょっちゅう会議に呼び出されているのですが、今、千葉の野田で起きた事件、その前にも結愛ちゃん事件を踏まえて、児相の体制と専門性と中核市への設置が問われています。

いくつかの県ではもうかなりぴりぴりしています。

来年度ですか、児童福祉法の一部改正、今法案通るような話、かなりこれかかるような感じですね、児相体制の体制強化、専門性という形。これ新たに、児童福祉司ではなくて子ども家庭福祉士みたいな者を設置するとか、そんな議論が今国ではされているようです。

- 石井委員 今年度も厚生労働省が主催した全国のフォスタリング機関の職員研修に招かれました。

埼玉県里親会が今年度県から委託を受けております里親による里親支援事業の状況を説明したところ、他県から「緊急に報告すべき状況を察知したときはどういう体制でやっていくか」というような質問もありまして、しっかりと体制をとっていますと報告をしたのですが、どこの児童相談所の担当者も苦悩しているという点は痛切に感じました。

特に今柴崎先生もおっしゃいましたような報道の中で、一時保護の解除というところに社会の関心が非常に高まっているかなと思います。

我が家の近くで虐待による衰弱死事件がありましたし、自分たちも短期や一時保護で子どもを預かってきました。子どもがとても大変な状況の中で多少改善したからとか、母親が家に戻れそうだとか、父親が何とか頑張っているというようなことで、「本当に家に帰しているのかどうか」というようなことを何度か経験しました。今、里親宅での一時保護が増えている状況で、今回の報道を見て里親も長期で預かるということだけでなく、どうやって子どもの命を守るのかということについて里親が果たしていく役割はもっとあると思っています。

宮島先生、西村課長のおっしゃる地方分権という行政手法は理解し、埼玉版をつくる、埼玉県の実情に合わせるとは言え、やはり全国どこにおいても子どもの命は、あるいは人権は守られるべきです。

新しい社会的養育ビジョンの理念に沿って、その実現に向けて埼玉県としての養育計画を立てて

いくために皆様とより良い方策を話し合っていきたいと考えて、里親を代表して申し上げさせていただきます。

- 事務局 ビジョンの理念、子どもの権利の保障、家庭養育優先原則、子どもの最善の利益の実現、これは本当に皆さんで共有していきたいと思います。

その中で施設か里親かみたいな議論になってしまったのが本当に残念で、実親支援も里親の方にも施設の方にも皆さん社会的養育のために団結して取り組むのだと。

そういう形の埼玉県計画にしたいという意味で、この皆さんに集まっていただいたというのは、私は本当にありがたい、意義があることだと思っております。よろしく願いいたします。

- 丑久保委員 現場の声を申し上げている一員として、宮島先生の方から詳しくご説明をいただきましたので、なるほどそういうことなのか、そういうことも少しわかりました。

現場側の方では今回の養育ビジョン、大変驚愕したといえますか、さまざまな社会的養育施設が崩壊してしまうのではないかと。そういうような危機意識を持った職員さんもおりました。

そういう中でこうした県の検討委を設置してスタートさせて、地域の実情を踏まえた新たな計画を策定していると。都道府県間格差もあるわけでございまして、埼玉と他の県と人口の違いが相当あるわけでございまして、財政的な問題もあると思います。

ぜひともそういう意味では、子どもの最善の利益ということを念頭に置きながら新しい埼玉ビジョンをぜひともおつくりいただきながら、現場にもそのことをしっかりと伝えて、埼玉の児童福祉の水準をこれまで以上に上げていければと、そういうふうには実は考えておるわけでありまして。

あわせて1月末に社会的養育の9団体で県に対して、あるいはさいたま市に対して、我々の意見、要望書もあわせて提出させていただいたことも御報告いたします。

- 早川委員 私の職場は児童心理治療施設で難しい児童を抱えております。新ビジョンを拝見したときに、何ていうのかな、「頭でっかちだな」と端的に思いました。現実に基づかないで脳の中でつくり上げたと言うか。それで、全国の社会的養育関係者は「委員の人たちは、現場をわかってくれていない!」「現場の困難さをわかっていると信じていたのに!」と裏切られたような思いを抱いたと思います。新ビジョンに対しては、そのように僕は感じました。やはり、今の社会的養護の現場には本当に苦しい状況があるわけで、そこを理解して助けるのではなく、突き放したような理想論を言われてしまうと、現場としては”置いていかれてしまった感じ”がすると思います。

一方では、新ビジョンを作られた方々の思いも理解できます。彼らが、これまでみんなが触れて来なかったことを明確に言葉にした意味はとても大きくて、今後の目指す方向性を示したものだと思えます。

ただ、正直これからの10年の社会的養護は苦しいと思うのですよ。資源は少ない一方で、社会的養護への期待は高まる一方ですから…。

埼玉一丸という意味では、この委員会の雰囲気や推進計画が、「社会的養護がすごく大変な状況の中でやろうと思っています」、「皆さん苦しいと思うけれども、子どものための改革です」というものでなければ共感されないと思うのですね。

「上から目線で言われている!」と現場が感じるようなものだと、新ビジョンのように叩かれてしまうと思うのですね。ですので、推進計画を作る上では「この10年間に私たちが現場で実感してきた困り感をはっきり挙げることを原点にした方がよいと思っています。

それでは、私が日々実感している「埼玉県の社会的養護の困難さ」を4つ挙げたいと思います。

まず1つめは「人」です。人材の話は出ていますが、「人材の養成」とか「研修」とかという以前に、そもそも人手不足で、埼玉の社会的養護に人が来ないんです。人が足りないのですよ。若者たちは大量に募集している保育所関係や東京の社会的養護に行っている。現場レベルの困難さは「人材養成以前にそもそも人が来ない」という状況です。

2つ目が、「障害児や精神疾患を持つ児童」です。彼らへの支援や行き場がないのですよ、特に埼玉県は。また、教育領域でも障害児や精神疾患を持つ児童に対してはなかなか対応ができていな

いと思います。もっと障害児や精神疾患を持つ児童に対する認識、連携が必要だと思います。

3つ目は、「成人の支援との連携」です。私は「全国退所児童等支援事業連絡会」というアフターケアを検討する会議に出ているのですが、社会的養護の支援は18歳でばたっと終わってしまって成人の支援との連携が悪い—ということは全国的な問題になっています。社会的養護が行ってきた支援を成人の支援を行っているところにうまく引き継ぐシステムが必要です。

4つ目は私が個人的にこだわっていることですが、「言葉の問題」というか「社会的養護に関わる概念の整理」が必要だと思っています。例えば、日本の「虐待」という言葉は、人によって意味することも多種多様で、示す事象が非常に曖昧だと思います。

残酷な扱いとしての「虐待」から、不適切な養育としての「マルトリートメント」、また「養育困難」と行ったことまで日本では全て「虐待」になってしまうので、保護者としては養育困難を抱えていても「児童相談所に相談したら虐待と見なされて子供を取り上げられてしまうのではないか」と思ってなかなか行政に相談できない現状があります。

虐待というのは、国語辞典には「ひどい扱い」とか「残虐な扱い」と書いてあって、当然野田市の事件とかは児童虐待ですが、「育てるのが大変なもの虐待と言われてしまうのでしょうか?」と悩む親もいて、一般の養育者が混乱している状況がもう十数年続いている。

ほかにも今回「家庭的養育」という言葉が出ていますけれども、「小規模であれば、子供を育てるのに適切な「家庭的養育」と言えるかと言えば、そんなことはないと思っています。今は猫も杓子も「小規模化」となっていますが、小規模化した家庭=核家族で多くの虐待が起こっている現状から目を背けてはいけないと思います。

小規模化が家庭的と言うなら、大家族は家庭的ではないということか—ということもあります。私は、「困った時に子どもを見捨てずに守れるのが家庭」だと思っています。小規模化した養育単位は、十分な支援が受けられなければ困難な状況の子どもを見捨てかねません。一方で、現在の社会的養育に当てられた予算は決して多くない。その中で小規模化だけ進めれば虐待が増えるのは自然なことです。

予算が潤沢で、「子ども1人に対して職員1以上」というような支援が可能なら小規模化もよいと思います。例えば、イギリスの児童心理治療施設に当たる施設では、50人の子どもを総勢250人のスタッフが支援していて、子ども1人につき年間4000万円の予算が付きます。そのようなサポートができないのなら、養育が孤立する小規模化よりも中舎の方がまだよいと思っています。

「養育をサポートされない孤立した核家族で一番虐待が起こる」という事実がある中で、「完全な小規模化さえ進めれば虐待が起きない」というのは机上の空論だと思っていて、現在のまま養育の小規模化を推し進めていくことが、予算が限られている現在の日本の社会的養育に適しているのかということに、私は疑問を持っています。

あと、この10年間の日本の子育てを見たときの最も大きな変化は、「保育所利用の増加」だと思っています。保育所も児童福祉施設ですが、現在はなし崩し的に保育所が増えて保育時間も長くなっています。

既に東京では、公的保育園が20時くらいまで延長保育をやっています。民間ではすでに24時間預かる保育所がありますが、このままだと公的保育所も泊まりで子どもを預かる時代が来るのではないかと考えています。

保育所と社会的養護は別のもので議論されていますが、今や保育所は虐待予防に大きな役割を果たしていますし、発達障害支援など機能としても近づいてきていて境界線がなくなっているように感じています。時代の変化は早いから、保育所の方がどんどん進んでいって、社会的養護は下手をすると時代に置いていかれてしまいかねない。そういう議論もしていった方がよいのではないかと私は思っています。

少し話が逸れましたが、国が提示した理念は理念として、「この10年間に私たちが現場で実感してきた困り感」を踏まえて、埼玉県版の推進計画を出せたらと思っています。

あと私は、「推進計画をまとめる過程のどこかで、1回は一般の方の意見を聞く公聴会のような場があって、それを踏まえてもう1回我々で考える」という段取りが踏めたらと思っています。

- 広瀬委員 児童相談所の代表として入っています。やっぱり現実的に困っていることが非常にもうあり過ぎて、例えばそもそも今こういう事件が起きると、行政は何やっているのだ、児童相談所はどうすればこういうことが起きないようになるのかということですが、現実問題として本当に現場として子どもを預かるところの調整が難しい。

里親さんにしても、お預けするにも、今現実として非常に子どもさんが難しくなっているというのがあって、里親さんに預ける際にも、子どもさんの状態を見て慎重にならざるを得ないような状況です。

そういう中でこの計画については大きな目標を立ててやっていく必要あるかなと思うのですが、現実本当に困っている部分、そういうところを着実に埋めていく、そういう現実性のある計画を作れたらよいと思います

- 栗原委員長 全体的な中身、価値観についての議論が出てきて、大まかなニュアンスができつつあるのかと思います。まだまだ議論すれば広がっていくと思いますけれども、それぞれの中身について御意見をお願いしたいと思います。

一旦、休憩とします。

<休 憩>

<再 開>

- 栗原委員長 再開します、それぞれの項目について御意見を賜りたいと思います。

- 小寺委員 いろいろなこと言います。県が推進するということであればお金を使ってほしい。

それから、市町村に推進を進めるということなのだとすると、例えば早川委員がおっしゃったとおり、余り崇高な理想ばかり挙げられても困ります。

次、柴崎委員さんから先ほど各関係機関に聞いてほしいという話があって、早川委員さんからも公聴会を開いたらどうかというお話がありましたけれども、私、できるだけここは力を入れてもらいたいと思っています。主要な関係機関には意見聴取をしてもらいたいと思います。

私、主として申し上げたいのは2番です。まずこの国の方針で子どもの権利を代弁する方策についてというのがありますが、これどういうことを県はこれからお考えになるかわからないのですが、先ほどお金を使ってほしいというのは、この話です。

人身保護請求なんかは、国がやるときは子どもの代理人というのを国の費用でつけます。なので、同じようなことが県のお金でできないかどうか。たくさん件数ないでしょうから、幾らか予算とってもらえないですか。新しい制度新設してもらいたいです。

未成年後見の方につきましては、私も何人もやっています。未成年後見の問題がありますが、未成年後見は子どもの意思を確認する機関ではありません。子どもを育てる、見守る制度です。

ですので、これ全く違う制度です。なので、未成年後見人にこのことをさせるということできませんので、先ほどのように新設をしてもらいたい。

未成年後見の問題としては、私、今埼玉弁護士会に副会長として、子どもの権利委員会の担当副会長しておりますが、未成年後見は、私どもも身銭を切ってやっていますけれども、全然お金が出ないものなのです。ここを何とかしてもらいたい。

それで、全体的なことですが、ある大学の先生で、本の中で、驚いてしまうのですけれども、育児を趣味とする。これはもうこちらにいらっしゃる先生方、とてもじゃないけれども、そんなこと価値観として受け入れられないと思うし、私も受け入れられないのですけれども、しかしこの世代の人がこんなこと言うのはどうしてか。

その方はワークアンドバランスではなくてワークアズライフ、つまり仕事と私生活というのを区別しないというのです。境界がないのです。だから、育児も趣味としてという気持ちでやるということをおっしゃっていると思うのですけれども、つまり多様な価値観になります、育児に対して、

養護についても同じです。

21世紀、22世紀に向けての取り組みということであれば、多様な価値観を受け入れられるような計画案にしてもらいたいと思います。

- 柴崎委員 私は、3番の市町村との連携、これはやはり強化していかないと、子どもの虐待に取り組む施設と協力するという事です。

寄居町と協力して来年度から家庭支援、見守り支援事業ですか、つくらせていこうという形です。リスクの高い家庭に保健師と行きまして、訪問して支援、見守りとモニタリング、来年度からスタートしていくという話。

それと、6ページ、4―②ですけれども、里親が必要な子どもの数についてという形で、国の方針はありますけれども、乳児院に半年、児童養護施設に1年までという機械的な算出というのは、ぜひこれ考えてほしくない。

乳児院で6カ月、虐待ケースなんかで入ってくると6カ月ですぐ里親さんとかと、この短期間で退所させるということは絶対できないことです。それについてはぜひ検討、考慮していただきたいと思います。

それと、現場サイドから7番、9ページになりますけれども、小規模かつ地域分散化云々と書いてありますけれども、財政が伴うことですので、国では一時保護所を乳児院や児童養護施設のすばらしいものをつくるのだったらお金出しますよとか、そんなことも言っていますけれども、現状なかなかそうはいかないと思います。

今まで言ってきた小規模のユニットをつくるという、今小規模ケアをやっている乳児院もあるのでありますが、それがだめだという否定はしないでいただきたい。その中で多機能化と高機能化、何ができるのかと、こういうことですね。小規模というのが最優先になっています。10年後には児童が35以下ぐらいに落としたいなと思っています。

その中でユニットをどう活用していくか。4掛ける4と言っていますけれども、それからショートステイとか。

それと、あと10番の児童相談所の強化等に向けた取り組みの中で、ここにも本県の現状というのがありますけれども、一番下の方の2つ目、非常勤弁護士を各児相に1名配置、29年度でやっているということですが、時間的には非常勤だと何時間で週何回とかということとはちょっと聞きたいなと思います。

できれば常勤の弁護士を各児相に配置していただければありがたいなと。

それと、常勤の医師ですけれども、この医師も非常勤でやっていますけれども、医師が虐待を受けてきた子どもの様子が診られるか、診られないか。

ただ、小児科の医師というだけではなくて、虐待専門の医師もおりますので、そういった先生が診て、これ虐待が見受けられる背景があるというような見きわめが、ドクターが欲しいなとは思っております。

かなりこの見きわめが、ある意味、うちなんかでも入所してくるとお風呂にまず入れます。お風呂に入れてあざとか、おかしい傷跡とかあった場合は写真を撮らせていただきます。子ども全体の写真。それを児童相談所に提供いたします。こういった事実が見受けられましたという形で調査してくださいというのは一報入れます。親は知りませんとは言いますが、そこがちょっと怖いなという感じもあります。

この見きわめというのですか、そういったことがやはり専門医に診てもらって、これはちょっとおかしいなというような判断は必要かなとは思っております。この点は強く要望したいと思います。

- 石井委員 先日、本年度埼玉県から受託した里親支援事業の未委託里親のスキルアップ全体会を開催させていただきました。県内の乳児院の先生方も参加していただき、被虐待児・障害児を養育している専門里親の体験談を全員で聞く機会を持ちました。

5番の里親の関係で特に申し上げたいのですが、まず里親養育の好事例との対比の中で検証していくべきだと考えています。

今後本委員会におけるアンケート、ヒアリング等が活発に行われると思いますが、うまく養育が進んでいる20人程度の里親、あるいは当事者からもぜひヒアリングをしていただきたいということを要望させていただきます。

もう一点、里親委託の推進に向けて、支援体制が重要と考えております。新規里親の開拓に加えまして、里親のモチベーション、覚悟、あるいは養育力、これをどう高めていくか。そのための研修については、里親会としても一層力を入れていきたいと考えています。

そして、フォスタリング機関、フォスタリング事業については、民間事業者に委託を検討するという事も聞いております。

以前から登録されている既存の里親への支援をどうするのか。また、埼玉県里親会の特徴でもある養子縁組里親を会員として迎え一緒に活動している支え合いの輪の中に入れていただく。

こういう状況を踏まえて、里親会としてもフォスタリング事業、フォスタリング機関には積極的に貢献していきたいと考えております。

別途全国里親会からの意見表明とあわせて、埼玉県里親会の意見、要望書を提出させていただきましたので、詳細につきましてはご覧いただければと思っております。

さらにひとつ確認させていただきたいのですが、本委員会の検討経過は議事録を残し、資料等を含めて県のホームページ等で開示されるのでしょうか。また、委員会を公開して傍聴できる運営にすべきかと思いますが、いかがでしょうか。

- 早川委員 「市町村が養育支援の中心になっていく」というのは自然な流れである一方、「市町村は何していいかわからない」という話をよく聞きます。「やっぱり、何らかの養育支援のモデルが必要なのではないのかな」ということを思っています。

次に、各施設に里親支援専門相談員が配置されていますけれども、なかなか実態が伴っていないということも聞いていて、市町村の養育支援と同様に「どのようなことをやるのか」という中身がしっかりしたシステムにしていくことが大事だと思います。

あと、本体資料4に示されている「児童数の見込み」ですが、「潜在的需要をどこまで見込むか」ということで大きく変わってくると思います。例えば、地域での子育て支援を考えると、核家族化が進んだ子育てでは、「ちょっと預かってほしいな」ということがしばしば生じるわけですね。そういう部分は今の流れだと保育所がやることになるのかなと思いますが、じゃあ保育所が「親が入院している間何日も預かれるのか」と言えばそうはいかないでしょう。少子化対策を真剣に進めていくと、「待機児童ゼロ」ではないですが「子どもをいつでも預かってもらえる」システムが必要になると思いますしネグレクトの予防にもなるので、このようなニーズも潜在的需要に入れていくべきではないかなと思います。

新ビジョンでは、実親が養育困難な時に、特別養子縁組を「永続的解決（パーマネンシー保障）」と呼んでいますが、嵐山学園で子どもたちを見ていると、養育のパーマネンシー（子どもの成長のために継続的かつ安定した養育環境を保障すること）に対してビジョンとは異なることを感じています。

平田は「『安全』が確保され、所属する『場』があり、家庭生活を送ること、そこで愛され、愛することを経験する」（平田美智子、2002）ことで子どもはパーマネンシーを感じられると述べていますが、養育のパーマネンシーに対する嵐山学園の考えは、「一度関わったらずっと関わり続けよう!」というものです。

特定の大人だけがアタッチメント対象になる場合、当たり外れがあつてリスクが高いので、子どもはたくさんの人に支えられた方がよいと考えていて、嵐山学園の退所生はどこで生活していてもアフターケアで関わり続けようと思っております。

本当のパーマネンシーは、「18でおしまい」ではないと思うのですね。例えば、乳児院から子どもが児童養護施設に行ってもアフターケアで関わりが続いていけば、それは「パーマネンシーを保障した」と言えるのではないかと思うのですよ。

嵐山学園の退所生もよく「あのときお世話になったあの人に会いたい」と言います。「関係性が続いていくこと」が保障されていないことの方が問題で、施設が移ってもちゃんとパーマネンシー（関

係性の恒常性)さえ保障してあげれば、子どもにはダメージにならないことを私は経験しています。嵐山学園の退所生たちはうちのことを「困ったときに愚痴を言える第二のふるさと」なんて呼んでいますけれども、「関係性の恒常性」という意味でのパーマネンシー保障」ということも計画の中で実現していけないかな、と思っています。

嵐山学園の話題が出た流れでもう1つ話をさせていただくと、嵐山学園では今後「様々な養育支援の在り方のモデルを作っていきたい」という話をしています。例えば今だと、「市町村により地域の養育支援のモデル」は、嵐山学園で作れないかなと思うのです。

あと、「パーマネンシー保障としてのアフターケアのモデル」や、「実効性のある里親支援のモデル」も嵐山学園で作っていけるのではないかなと思っています。

他にも、先ほどから述べている保育所についても今後は困難な子どもを扱うことになると思うので、保育士の専門性を高めたり困った時に支える専門機関が必要になると思うので、「保育所の支援モデル」も必要ではないかと思えます。

さらに、「思春期の支援センター」とか、「思春期の支援モデル」も考えていきたい。

県からは、「単純に嵐山学園を拡大する」というお話もいただいたのですが、私としてはむしろ埼玉県の新たな児童心理治療施設は県の事業団施設の、例えば「いわつき」辺りでやってほしいと思っています。児童心理治療施設を、嵐山学園ばかりがやっても仕方がないと思っています。都市部にもやっぱりあった方がいい。もしそうなるなら嵐山学園も支援します。むしろ嵐山学園としては、「様々な養育支援モデルを作っていく」ような方向に拡大していければと思っています。

●丑久保委員 もう少し現場の現状をお伝えさせていただきたいと思えます。

人の問題等ですね、そういう大きな問題がありまして、当児童養護施設でも職員を募集してもなかなか人材が登用できない。ひょっとしたらこの先、最低基準といえますか基準となる配置数に適合しないといったこともこの先ありうるのではないかとさえ思っております。

また、勤務時間の問題もございます。児童養護というのは、入所施設ではありますが子どもたちが施設の外側に通学という形で出ていく、夕方になると戻ってくる、そういう普段の生活がございまして、幼稚園は早い、小学校や中学校、高校となると夜遅くまでアルバイトをしている児童もいる、そういう状況に合わせて変則的な勤務体制を大半の施設が組んでいるわけです。

断続勤務と称して中間に休憩時間を挟んだ一日の長い勤務としたり、あるいは早番とか遅番、もちろん宿直もあるという体制をとっております。こうした特徴がありますもので、人を募集してもなかなか来ないという状況がございます。

近年では保育士養成校と情報交換の場を設けて活用したり、あるいは福祉人材フェアの場を活用したりですとか、県の方にも協力をいただくというような、あるいは指定管理者に福祉人材フェア等を今後開いていただくなど、そういう機会を設けていただかないととにかく人が来ない。

そういう実は現状が一つ、大きな課題。これは福祉分野のみならず全業種、全業界にあるということでもあります。児童養護は特に厳しい。

加えてケアニーズの高い子どもたちが今後も増えていくという、そういう意味でも人を確保して育成していく、あるいはさらに質の高い養育をできる職員にしていかなければならないのですが、一方で職員が辞めていくサイクルも非常に短くなっている。そういう課題等も二つ目としてあるわけがあります。

そうした状況において児童養護と心理治療施設、児童養護と児童自立支援施設との相互関係といえますか、お互いに連携をとりながら緊密に情報交換もしていく。

また児童相談所にも施設に子供を措置したらそれで一段落ということではなく、これまで以上にしっかりと関わっていただきサポートをしていただきたいということを大半の施設では今主張しているのですね。

今回のビジョンが示される前から、国はもっと施設の定員を減らせと言ってきたわけですが、県内に22カ所児童養護施設があって、既に改築した施設もたくさんあり、一方、職員については手厚く配置することが求められておりますので、職員確保、処遇力の向上も大きな課題であります。

あわせて一時保護専用棟が現在3カ所、これから果たして広がっていくのかどうかと。そういう

ところも建物あるいは人の課題もあります。

全国に604児童養護施設がございまして、このビジョン出た際に、現場の意見をなかなか尊重してくれなかった。この先厳しい状況だと。

そういう中で地域の特性に合った整備、ぜひとも財源の問題等もクリアしながら、子どもたちの最善の利益に向かって、絵に描いた餅でなくて現実路線で進んでいただければと思っております。

もう一つだけ、実は要望の一つに、全国604の施設に児童家庭支援センターを国に求めているわけがございます。県内に3か所児童家庭支援センターがあつて頑張っているわけでありましてけれども、要保護児童とか社会的養護を必要としている子どもたちにしっかりと目が向けられて、未然防止等に貢献できるということで県、国に要望しておりますので、検討していただければありがたいと思います。

- 広瀬委員 4ページの3の市町村の支援体制の背景ですけれども、市町村の方でも虐待対応を行うということにもなっていますけれども、やはりまず一番には虐待に至らないような取り組みを市町村で行っていただくことが一番大切かと思えます。

そういう中で特に子育て世代包括支援センターですとか、あと子ども家庭総合支援拠点というのは、国の方はすごく推し進めようとしているようですが、いま一つイメージがよくわからない部分もあるのですけれども、形としてはわかりやすい。

説明していく上では一つの形ということもあるかと思えますので、こういう部分を具体的に何とか進めていけるように計画にのせられればいいのではないかなと思います。

それから、6ページの里親委託の部分ですけれども、里親さんのところで社会的養育が必要な子どもが育つのが最もいいと当然、児童相談所も思っているのですけれども、里親委託が思ったように進んでいっていない。

その原因はどういうところにあるのか。いろいろあるかと思うのですけれども、里親さんを増やすことももちろんそうだし、あと里親さんを支援していくという、そういうことも当然必要。

あとは、児童相談所からすると、里親委託って非常に丁寧に、じっくりと取り組む必要があるのですけれども、そういう余裕が今ないというところが正直なところあります。

これは児童相談所の体制等の問題も出てくるのですけれども、そういう意味では里親委託を進めるための児童相談所の体制強化ということも必要になってくるのかなと思います。

それから、9ページの施設の方の関係ですけれども、とにかく現状受け入れていただく施設が本当にもう不足していて、里親委託を増やしたとしても、施設については定員を減らすところへ持っていかないでいただきたい、単純に言うともうそういうことを希望します。

それから、あと早川委員からも話がありましたけれども、障害児の問題ですが、障害児でちょっと家庭での養育が難しいお子さんをどこで養育するのかというあたり、今特に障害児施設については入所することが非常に難しい現状があります。

障害児についてどうするのかということについて今回の議論に取り込んでいけるのかどうか、改めて検討していく必要があるのではないのかなという感じはしています。

それから、あと10ページの一時保護のところですが、こちらで取り組みのポイントということで幾つか書いていただいていますけれども、まず1つは、とにかく一時保護先、量的確保はもう絶対必要だということかと思えます。

あとあわせて一時保護所の新設に当たって、新しいものを取り入れたり環境整備ということで、特に既存の一時保護所も含めた環境整備というのを計画的に今後進めていくということもやっていく必要があるのかなと考えております。

最後になりますけれども、12ページの児童相談所の強化に向けた取り組みの部分ですけれども、国の新プランでは児童福祉司をまた増やすような中身になっているのですけれども、最近示されたやつで計算すると、どうも埼玉の児童相談所は100人以上まだ増やさないといけないという、そういう計算になります。

児童相談所の緊急対応の部分などについては、今児童相談所は担当地域を広域で持っているのですけれども、広域で今の求められているものに対応していけるのかなというのを大変懸念をしてお

ります。

そういう意味で中核市がいろんな面から設置は困難という現状ではそういう御意見なのかと思いますけれども、児童相談所を持っていただくにはどういう形をとれば良いかというのはあります。

県の児童相談所の人を増やすということとか、例えば県が児童相談所を別につくることができればいいのですけれども、法律上中核市もつくろうと思えばつくることができるので、中核市の設置についてはぜひ支援していく、具体的にどうしていけばいいのかというのを計画に入れ込んでいただければいいかなという気持を持っております。

- 宮島委員 全体的に課題等ではありますが、社会的養育ビジョンの理念は異論がないので、日本中どこでも繰り返し言われていることなので、これはもう絶対堅持すると、これは必要があると思います。

それを考えれば、社会的養護は今後も今までのままでいいよというのはあり得ない、支持をされないと思うので、できるだけ努力をしていくというものにしなないといけないと思います。

ただ、現実性がないとだめだということです。現実性が期待されている計画だと思っています。

この委員構成も私はバランスがとれていると思いますけれども、だから責任があると思うのですけれども、いろんな都道府県とかの例を聞くと、余り施設の意見とか聞いてもらえていないというような話も聞こえます。

だから、現実的な計画を作るためには施設の先生方に入ってもらうということが必要ですけれども、一方で先ほどまでの議論の中で述べられたことでも、サービス提供者の論理に負けるなどといった立場もあるので、あくまで前向きな計画でなければならぬと思います。とにかく、子どもに支持されて、親に支持されて、しかも県民に支持されて、市町村にも支持されることが必要です。

今はネット社会ですから、責任ある計画にしなないと批判されると思います。他県の計画との比較も用意に出せるものと思います。そういう時代ですので、ちゃんと意識しないといけないはずですよ。

先ほど、養育ビジョンの理念つくった人たちが批判されているというよう発言もありましたが、逆に施設が袋だきに遭っているような例があります。今の世の中では、マスコミを中心にそのような論調があるし、事件が、ひとたび起きれば児相が袋だきに遭います。やっぱり最大限の努力を払っているというのが、外に見える計画としてつくっていかないとだめだと思います。

ただし、人々の受け止めだけを意識して、全部を県で背負えるかということ、それは無理だと思いますので、国が高い目標立てるのだったら、国に要望するとか、仕組みの変更を国民に要望するぐらいの勢いで、そういう部分もやっぱり取り入れていく必要があるかなと思います。

養育ビジョンに関しては、現場に対しての敬意がないという意見もあり、私もそう思っておりますけれども、一方で冒頭に申し上げたように局長通知も出ましたし、施設整備の補助についての採択も、今後は、地域分散化を前提にしなければ採択しませんとされていますので、その辺なんかも意識して、今後を見据えて進めていかないと、この仕事を担う人たちが自分たちの首を絞めてしまうということが起こりかねないかなと思います。

一方で、非常に広く捉えすぎてしまうと難しくなる。この計画は子ども・子育て支援計画と連動しているわけですから、そっちの方でやってもらうものと、ここで取り扱うものと峻別しないと空中分解してしまうと思います。

パブリックコメントとか県民の意見を聞くというのは、そちらをあわせてやるような感じの方が現実的で好ましいのではないかと思います。

議事録については、やはり残していただきたいと思います。

- 西村課長 子ども・子育て応援行動計画で、少子化対策とか保育の方も児童福祉審議会や作業部会の方でやります。

また、会議は公開で、議事録も要旨という形で作りまして、それを県の方ムページ等で公開する予定です。傍聴についても対応いたします。

- 宮島委員 やはり内容的に非公開にできない性格であろうと思いますので、公開になるのだと思います。国は全部公開していますので、どこで語ってもおかしくないような内容を語らないと、やっぱ

り支持を得られないものと考えます。

今日示して頂いた資料の具体的な記載内容に関してですが、子どもの権利擁護については、現場で実際にやっていることをもっと書くというのが、すごく大事なことはないか。それは、実際に出来ているのかを確かめるという意味もあります。

権利ノートがあるにしても果たして本当にちゃんと配布が徹底されているのかとか。配布のされ方が適切なのか。里親委託の場合でも、ちゃんと子どもの手元に行っているのか。

子どもの権利擁護委員会の運営ですとか子ども・施設サポート委員会（埼玉県児童福祉施設協議会）の活用についてはきちんと活動内容を確かめないといけないと思います。

また、各施設の苦情解決第三者委員はどういうことになっているのか。ちゃんと子どもたちに権利があるのだよということを説明する機会を設けているのかなど。県内でも、実際に子どもたちがアクセスできるような、その話が聞けるような第三者委員として設けられている例もあります。

毎年子どもたちに説明する会を設けているとか、あるいは学校医でもある嘱託の歯科医さんに第三者委員になってもらって、施設行事にも来てもらって普段から施設のオープン化等図っているというような良い例も伺っていますので、そういう例をちゃんと全ての施設に広めるといったことも大切なのではないか。

これは県内ではありませんが、乳児にも自己決定権があるのだよということも本気で話し合う検討を進めている例を伺ったことがあります。埼玉県内では、いろんなトラブルが施設であったことを受けて、巡回して子どもたちの声を聞くことを行ってきたはずですが。こういう取り組みなんかはやっていることなので、見える化する必要があると思います。

一番上に児相が丁寧に子どもに聞くということがありますが、これは重要ですけども、これと同じことが国の委員会で話題になったことですが、そこでは、当たり前すぎるので書くなというようなことを言われました。私は書くべきだとの意見でした。

児相は確かに権利擁護の立場なのだけれども、第三者的な立場の人が子どもの声を聞いてチェックしているかというようなことの視点で対策を考えることがとても大事です。そういったところに弁護士さんが専門の立場で介入してくださいとか、いろんな権利擁護のさまざまな仕組みがある。そこと子どもとの距離が近いかどうか、そういうことが大事なかなと思います。

次の3の市町村のところですけども、少なくとも国で子育て包括支援センター、これ厚労省だけではなくて関係閣僚会議で決定したこととして、全ての市町村につくるという方針が示されていますので、同じように市町村子ども家庭総合支援拠点、これも全ての市町村につくるということで、当然書くべきことだと考えます。

現状では、子育て包括支援センターは一定程度普及しているが、子ども家庭総合支援拠点の方はあまり普及していない。

だからこそわかりやすい資料もつくりやすいというようなことも国で言っていますので、ここの記述にとどまるのだとすれば説明をしていく責任が求められてくるだろうということだと思います。

市町村の支援メニューの充実等については、ショートステイの充実などもあるが、一方で預けた親と預かる側、また子供のトラブルをどう防止するかが重要で、そのためにどうするかが重要。

児相の職員も手一杯で忙し過ぎるので、そういう面で児家センの設置促進は必要なのではないか。

児童家庭支援センターがそういう役割を果たしてショートステイを進めるというようなことも考えられる。ただ、埼玉県内だと、施設が県北に偏っているのもっと養護問題の発生とか困難を抱える方々が多く、暮らしに近いところに、施設を設置する法人が施設の場を離れて色々なところに設置することを検討するというのもあって良いのではないか。たとえば、児童相談所の敷地内につくるとかいうこと、いろんなあり方を考えて、そういうことを進める必要があるのではないかと思います。

児童家庭支援センターは、全国でも少しずつしか増えていなくて、130ぐらいでしょうか。そんなものだと思いますが、それでも、金券の千葉と比較すると埼玉は著しく設置数が少ない。東京では児童家庭支援センターは置かない方針で、その業務は市区町村の子ども家庭支援センターが担うというかたちです。

次のページ、里親委託の目標値については、私は、幅を持たせて計画を立ててもいいのではない

かという意見を持っています。小さい自治体は何しろ全体のパイが少ない。だから、ある程度の取り組みをすると数値の伸びが見える。ただ、埼玉とか東京とか、人口が大きい自治体では、押しなべて、この辺のパーセンテージは上がらない。

ただ、埼玉においても、最低限こまではやるという数値と、いろんな条件整備ができればこの程度までいけるのではないかというような、そういう目標の立て方もありだと思います。

資料に書かれたフォスタリング機関の民間委託の拡大、2029年度までに全児童相談所で実施、するとしています。これはすごい内容で、是非ともこれは踏み込んで実現していただいたなと思います。国も制度も変えて、31年度の予算では、都道府県1カ所だったのを児相単位で実施できるように要求している。

あと、里親登録の件数に応じて、上乗せでお金を出しますよというような、そういう予算案の資料も提示されていますので、それらを参考に確実にぜひとも進めていただきたい。

埼玉県では乳児院からの里親委託への措置変更が断トツで件数が多かったと記憶しています。過去の国の資料によると明らかです。

それはやっぱり乳児院で特にそういうノウハウを持ってやってきているので、乳児院には業務を担っていただく第一候補になるのではないかと私は思います。

さきほど柴崎先生がそんなに短い期間では出せないというお話をされましたけれども、乳児院の支援方針は入所から1カ月以内にほぼ立っているという分析もあります。その時点で方針が立たないケースが長期化するという分析です。これを踏まえると、逆に1カ月以内に方針お立て、長期化する場合には3カ月以内に措置変更するというモデルをつくるべきだと思うのです。

ただ、そうなると乳児院の経営が困難になって潰れてしまうので、そういったときに例えば、これは県単独ではできないと思いますけれども、そのようなやり方で成功すれば、半年分は退所しても、相応のお金は乳児院に出しますよというような仕組みの創設を国に申し入れたりするようなこともあっていいのではないかと思います。

次の養子縁組支援については、国は1000件を目標にすると言っていますけれども、養子縁組ということは、親子の法的な関係切ることだから、望ましくないことでもあるわけですから、増やせば良いというものではないはずなのに増やすという目標になっている。

実親との関係が切れてしまうという制度である特別養子縁組を、目標を定めて増やしていくという国の考え方には、このあたりの観点からは疑問なので、その辺のことも丁寧に見ていくというようなこと必要ではないかなと思います。

次の9ページの小規模ケアについては、やっぱり地域分散化した小規模ケアは、常勤職員が4人いなければ回らないと考えます。これは4人でも月に7から8回は宿直をすることなので、今の職員配置基準では、とても国が示した目標は達成できない。だから、常勤4人の職員体制をつくっていくことが必要だと思います。現在の地域小規模児童養護施設でも多くは4人で見ているのですけれども、2人は非常勤ですから、それではとても回らないと思います。

東京都は財政状況が豊かなので4人の常勤職員で勤務を回している例が見られるようになっていきます。でも、これを県単独の上乗せ予算ではとてもできないことだから、これを進めるためには国に財政支援を求めていく必要がある。常勤加算、国の方でつくったような策が必要かなと。

次の一時保護については、やっぱり児童相談所の方には申しわけないですけれども、建物が余りにも古い状態に陥っているので、早急に整備が必要だと思います。

その他、今警察からの身柄通告の案件が増えて、夜中でも多いと聞いています。これは非常に大変な状況で、職員もこの動きに振り回されている状況だと聞きます。そういう中で、少なくとも、夜間警備の状況を見直すだけでも、随分安心して夜勤者は、いろんなことやりとりができるようになる。

あと、一時保護中の児童の教育です。他県の取り組みでも、少しずつ進めてきているように聞いていますが、一時保護中の教育保障というのがとても大事だと思います。一時保護中の子どもたちに教育をきちんと提供できる仕組みをつくるのが検討されるべきではないかなと思います。

あと、次の11ページの自立支援については、埼玉はかなり先進的に取組まれて来ている。運転免許の取得支援を早くからされていらっしゃるのだからこれはこれで進めていただきたいと思います。

12ページの児相の状況ですけれども、人材確保、育成に具体的に取組んでいかなければならないという状況と思うのですけれども、どこもなかなか採用が難しいようであり、派遣研修に行ったら、とられてしまったとかという話も聞いていますけれども、相当真剣に具体的に取組んでいくことが必要だと思います。

児童福祉司だけではなくて、児童心理司も今度法律改正がされるかもしれません。いずれにしても、人材をどう確保するのかということは、最も悩ましいことですが、社会福祉士会とのタイアップとか、そういうこととか、あと児童家庭支援センターをさっきのような形で幾つかつくっていったら、民間の児童福祉施設の職員と人事交流をするとかも考えられる。

一方で、中途採用の専門職の場合、組織の中でなかなかうまく行かずに、児童相談所の業務にははむかないという人が入って来てしまうと、本人にとっても、受け入れる側にしても、とても難しいので、事前の研修を行うとか、採用する側も、ご本人の側も、適性をきちんと判断できるような、そういう仕組みをつくること等も含めて、戦略を練るということがすごく必要ではないかなと思います。

これからもっととり合いが激しくなって条件の良い所へ人が流れる可能性があるのですが、それによって新たに、これは今後の課題だと思うので、ぜひとも良い方向へ変えていってほしいと思います。

- 石井委員 特別養子縁組のところについて、「親との縁を切るのも新たに増やしてはいけない、国はおかしい」というご発言がありました。特別養子縁組制度の利用促進を図る今回の法案では15歳未満までの対象年齢の引き上げ、児相長による申立てを含む2段階手続きということも含めて、宮島委員のお考えは、特別養子縁組そのものを社会的養護の中に組み込み、その縁組を増やすという考え方に反対とのことですか。

- 宮島委員 経緯で言うと昭和30年代に最初に議論になったことで、特別養子は、その当時は、別の言い方、断絶養子縁組という言い方があったと聞いています。実親との親子関係を切るということを中心にしたわけですね。それがないと、新しい親子関係を結ぶことに対して不安定化してしまうということで検討がされた。

確かに親子関係を切らなければならないケース、はっきり切った方がいいケースは多数あるとは思いますが、でもちゃんとサポートをして、別に親子関係を切らなくてもいいケースまで特別養子を進める必要はない。

今回の法制審議会の議論でも、普通養子について議論が全然できていなかったということが指摘されています。

普通養子は、今までの資料で見ると、両方が親であり続けるので、財産の継承のため、相続のためとかいった養子が圧倒的に多いのだとされます。だから、普通養子縁組は子どものための制度でないという意見ばかりですが、家庭裁判所が審理をしているわけだし、ちゃんと普通養子縁組を社会的養護においても、もっと活発に利用すべきだと考えています。

やっぱり普通養子縁組が活用するケースもあれば、里親委託の登録が必要なケースもある。特別養子の必要な子どももある。そういった子どものニーズに合った形での特別養子でなければならぬ。今は特別養子になれば子どもが幸せになるといって、むしろ養子縁組した後は、サポートもないというような状況があります。むしろ、さまざまな条件整備がないといけないのではないかと考え、ただ数を増やすというような方向性は、ミスリードになる可能性があると考えています。

- 石井委員 委員個人の見解として伺っておきたいと思います。
- 栗原委員長 各項目いろいろな意見も出ました。次に向けてもう一回見直したいと思いますが、共通しているのは施設か里親の対立構造ではないということです。

埼玉県として子どもたちをどう守るのかというような、県の実態に即した制度を考えていくということですね。

あと現場の大変さは、人材の問題、ハード面もですが、財政支援など先立つものがどうな

のかということになろうかと思えます。

これは施設の現場だけではなくに児相の現場も同様であると。対象となるお子さんの年齢が上がっていった性的な問題、思春期の問題等の課題が大きくなる。青年期について、未成年後見人制度はあるのですけれども、費用が出るといっても実施には支援が必要だということです。

それと、やはり施設も多様な期待を受けているということで、施設間で機能をうまくやりとりを増やしていくということが言われたかと思えます。

話が飛びますけれども、さいたま市に関してはどうなのでしょう。

- 西村課長 データ、計画の範囲についてはさいたま市も含めてです。
- 栗原委員長 オール埼玉でよろしいわけですね。
- 西村課長 さいたま市ともちょっと意見交換をしているのですが、全計画の中にさいたま市の実情も含めて策定をしていくということになっております。

- 栗原委員長 先ほど話題がありました特別養子の推進ということであるのですけれども、今まで特別養子縁組、制度できて30年、はっきり言って手つかずだったのですけれども、実はこの資料にあるように児相の関与は半数以下なのですね。

民間の養子縁組の中には個人あっせんもここに含まれているというところで、これから民間のあっせん機関が許可制になるということで厳しくなりますけれども、我々もマークしていかななくてはいけないかなと思えます。

それと、児童家庭支援センターは全国の児童養護施設に設けるようにという丑久保委員のお話でしたけれども、施設そのものが地域的に偏在している。イコール児童家庭支援センターも偏在化しているというあたり、バランスのととり方、埼玉はどうバランスをとれるか、そのあたりが課題かと思えます。

児童相談所の方は、国がとにかく全国2,000人、児童福祉司増やす予定だとか地方交付税で算定するというこのようでも、これは現実的な人材が確保できるかということだろうと思えます。

勢いがつきそうなどころですが、今回の千葉県的事件があるので、現場の方が意気消沈といえますか、現場に行きたいという学生さんがいないと聞いています。現場の職員は頑張っているのですけれども、こうした事件がないと大きい変化が出てこないというのは何か悲しいところです。

全体を通して在宅の要保護児童をどう守るかということがありますが、国が出してきたこの養育ビジョンは部分的に結構唐突な中身もありますけれども、お手本にするようなのは少し前にありましたイギリスのシュアスタートですか、比較的軽い支援が必要な子供であっても奨学金も出します、施設とか里親も用意しますよということで、大学卒業まで面倒見ますと、すごいお金を使う政策だったのですけれども、だんだん財政的に厳しいということで、ブレア政権の後、キャメロン政権で絞られてしまったということでもあります。

例えばアフリカ系の移民の人が大学卒業まで行くと、将来はきちんと仕事をして税金払って、長期的にプラマイプラスになるというような国の計画だったのですけれども、どうも就職でつまずいたりなかなか物事うまくいかない。このように国全体が子どもをどう育てるか、10年、20年、30年、50年のビジョンを示さないで、そのときそのとき場当たりの対応を繰り返しているだけでは、やはりだめです。

虐待に対して、それぞれの地域、国でも工夫はしていますが、効果的に使えるところは使う、使えないところは使えないということになろうと思えます。

日本の制度が戦後の福祉三法、児童福祉法の歴史の中で積み上げてきたものということで急には変えられない部分はありますが、隣の韓国、では非常にエキセントリックな面もありますけれども、児童虐待については、二、三年で児童相談所を40カ所つくってしまったというのですね。

というのは、地域包括支援センターみたいにみんな民間なのですよね。日本でいうと警察と一緒に

に動く児童家庭支援センターみたいなものですね短期間でそれをやっちゃっている。相当荒っぽいなと思うのですけれども、根本的な法律が大きく変わらないと、なかなかこの制度、子どもに関する制度というのはそんなに変わらない。

イギリスも、先ほどの話になりますけれども、英国児童法という分厚い法律一本で、全ての子ども、教育も含めて面倒見ようということになってはいますけれども、せつかくの機会ですから出せるものはどんどん出して、最終的にどうバランスとるかということですが、埼玉はこうだよというあたりをうまくまとめ上げていけたらいいなと思います。

事務局の方から何か落ちがありましたら。

- 西村課長 先ほどご質問をいただいた中で議事録の話をしましたけれども、御意見を広く伺っていくというお話は、実は先ほど、お話が冒頭にありましたけれども、各9つの、本日いらっしゃる埼玉協さん、乳児協さん、里親会さん以外の関係団体9団体の皆さんから要望書をいただいています。

皆さん、この検討委員会に実は入って意見を言いたいというようなお声があったのですけれども、やはり時間の都合、物理的な都合で今回の皆さんにさせていただいています。そのかわり入っていないメンバーの団体の方々と、我々の方で、事務局の方でお伺いをして適宜御意見をいただくと。それをまたこの検討委員会の方にもご紹介をしながら意見を反映していきたいと考えているのが1点。

それから、もう一点は、もっと広く聞くというふうな、まさに宮島委員がおっしゃっていたのですけれども、子ども・子育て応援行動計画、これはもう待機児童対策とか少子化対策も含めた、社会的養育も含めた部分で計画の案が来年度策定されると。

そこで県民コメントをやらなければなりませんので、広く県民から御意見をいただく機会を設けてまいります。

これは基本的には議会の議決という部分まで行きますので、その中で幅広く御意見をいただけるのかなと考えています。

- 小池局長 今子ども・子育て応援計画という話がありましたが、その点でも先ほど本当に困った人が、産みたい人が産めるようにということで、保育所や学童の関係はそちらの方にかなり書き込みますので、5年計画、再来年度からの5年計画になっております。こちらの計画と連動して作成していきますので、そちらの方はそちらの方に書き込み多くさせていただくような形になると思います。ご理解いただければと思います。

- 西村課長 それともう一点、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、本日の資料の中で6ページですね、里親委託が必要な子どもの数について、これは国の里親等委託が必要な子どもの割合の算出方法について方針が示されていますけれども、このa、b、c、dと、先ほど柴崎委員さんからは、機械的な算出はしないでいただきたいという御意見をいただいています。

まさにそういう機械的な算出だけではなくて、米印で、cについては、家庭等における養育が適当でない子どもを考慮した上で算出をしてもいいですよという話になってはいます、これをどういうふうに解釈するかということですね。

里親委託が必要な子どもの算定にかなり大きな影響が出てくると思われます。

我々としては下の段の取り組みの方向のところ、(1)から(7)まで示させていただいております、これは国の里親委託ガイドラインで、こういう状況の子どもさんについては、なかなか家庭での養育が適当でない判断をする場合がありますよということで示されております。

これでもし御異論がなければ、事務局の方で、これに該当するような子どもが本県にどれぐらいいるのかということを見守り所を通じて調査をしていきたいと思っています。

その上で宮島委員おっしゃったように、例えば目標を最終的にどうするかとか、幅を持たずとかいろいろあると思うのです。そのベースの数字の調査でこの条件でいいかどうかだけ、ご確認をいただければと思います。

- 栗原委員長 いかがでしょうか。国が示したガイドラインに沿って、委託できないお子さんの数を考慮するということですね。よろしいですか。
- 西村課長 もしよろしければ、この後、調査をいたしまして、例えば次回の第2回検討委員会でお示しがもしできればと考えています。
- 小寺委員 弁護士として3点言わせてください。1点目、先ほど意見聴取するとおっしゃいましたね。意見聴取だけでは足りないと思います。やはり公聴会はやってもらいたい、1つ目。
2つ目、先ほど特別養子縁組の話出ました。家庭裁判所は当然、子どもの利益を尊重してやっているという実情をご理解ください。
あと、もう一点、常勤の弁護士、児相さんの常勤の弁護士の話出ました。今は1カ月に1回ぐらい行っているのではないかと思うのですけれども、かなりベテランの先生が行っていると思います。常勤の弁護士を置くことについては私は反対です。非常勤がいいと思います。
まずその費用を県なり国が持つというというのは、ちょっと大変だと思います。それともう一つ、弁護士の場合はあらゆる場面で、法廷活動、いろんな弁護士活動している中で知見を得ます。児相さんにだけ勤めているという弁護士については、ちょっと能力を磨く場が減ります。お金の問題と能力、資質を向上させていくという意味で常勤を持つことは反対です。
- 西村課長 御意見はわかりました。先ほど冒頭に申し上げましたけれども、もう一つ同じように少子化対策とか待機児童対策という形で、そちらの検討委員会というのがあるのですね。一方、こちらは社会的養育を担当している。
少子化・子育ての方の計画は児童福祉審議会の御意見をいただく、また県の主要な計画なので県議会との関係も出てまいります。
作業部会でやっている段階でどこまでオープンにできるかという問題は非常に難しい部分もありますので、最終的には議会の議決ということで民意がそこに反映されますから、そういうことも含めて、そのやり方は事務局で預からせていただければと思います。
- 小寺委員 もちろんです。県民に支持されるものにしていただきたいです。
- 早川委員 私も「県民皆に支持される社会的養育計画にしたい」という思いでいろいろな提案をさせていただいたので、最終的に県民に支持される検討結果になればうれしいです。
- 宮島委員 常勤弁護士かどうかという点については、私も小寺委員の意見と全く同じです。これは国のワーキングでもずっと議論されました。能力のある方が関与、深くしていただけるということが大事だと思っております。
もう一個は、児相の促進についてですが、さきほど広瀬委員からも話がありましたが、県の設置促進もやっぱり考えないといけないのではないかと。中核市の設置を義務化するべきだというのが国の議論でもありましたが、私はそこまでは言えない。
というのは、中核市がそれぞれ持つということによって、そのほかの県の所管の部分の体制が低下してしまうようなことだってあり得ると。また、財政的に非常に負担が多いので、すでに設置されている中核市でも市民からの反発があることも聞いています。やはり確かに設置は必要なものだけれども、中核市が持つということが選択肢として適当かどうかというのは議論が必要なので、義務化はちょっと行き過ぎで支持が得られないのではないかと申し上げた経緯があります。
そのことも含めて都道府県の児相を増やすことも必要だと思います。というのは、管内人口が130万人ぐらいになれば、1人のケースワーカーが進行管理しなければならないケースかける人数ですので進行管理をしなければならない数が1,000ケースをはるかに超えることになる。これらのことも、ある程度考えなければならない。

- 栗原委員長 では、次回5月予定していますけれども、それまでに各委員さんが、これについて、この資料使ってほしいとか、そういったものがあつたら事務局の方に申し出てください。この間、先ほどの調査を事務局が行い、きょうの議論、議事録の要旨に沿った骨子を事前にお示しただければ、よろしいでしょうか。

時間若干オーバーしましたがけれども、ご協力ありがとうございました。また、来年度もよろしくお願いします。

<閉会>

以上